# 瑞穂中学校いじめの防止等のための基本的な方針

## １　定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## ２　組織

いじめ問題対策について協議する際には、次の組織を活用する。

（１）生活指導部会、運営委員会
（２）教育相談部会（スクールカウンセラー・SSW 含む）、経営会議
（３）町教育委員会、いじめ問題調査委員会

## ３　基本施策及びいじめ防止等に関する措置

瑞穂中学校は、いじめの未然防止、早期発見及び対応等について、次の項目に取り組むものとする。

（１）道徳教育及び人権教育の充実

ア　道徳教育及び人権教育の全体計画及び各学年の年間指導計画を作成するとともに、各教科等での指導との関連を図り指導の効果が高められるようにする。

イ　道徳授業地区公開講座を年間一回開催し、家庭・地域に道徳授業を公開するとともに、互いの意見を交換し合い、連携して道徳教育を推進する。

（２）未然防止

ア　生徒理解研修等、年間３回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。
年度当初は「共通理解をする」「具体的な取組を考える」、年度末には「課題について考える」を含む。

イ　管理職は校務分掌を適正化し、教職員が生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。

ウ　学校評価等を活用し、いじめの防止に対する取組を確認する。

（３）早期発見

ア　アンケート調査を年間３回以上実施するとともに、必要に応じて面談を実施する。

イ　チェックリストの活用等教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。

ウ　生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。

（４）相談体制の整備

ア　学校内の教育相談室を活用し、相談しやすい環境づくりに努める。

イ　町教育相談室等の各種相談機関、スクールカウンセラー（以下ＳＣ）等との相談方法について、生徒及び保護者に定期的に周知する。ＳＣについては、年度当初に紹介し、効果的に活用できるようにする。

（５）いじめへの対応

ア　いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全確保を図る。発見から３か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には、当該生徒及び保護者への面談等での確認を行う。

イ　複数の教員による事実確認を行い、速やかに町教育委員会に報告し、必要に応じて協議する。

ウ　いじめを受けた生徒に対して、心の安定を図れるよう教員又はＳＣ等による面談を行う等、必要な支援を行う。

エ　いじめを行った生徒に対して、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめることをやめさせるとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定が図れるようにする。

オ　いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の保護者に対して、事実を正確に伝えるとともに、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、解決に向けて連携して取り組む。

（６）重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、速やかに瑞穂町教育委員会に報告し、連携をとりながら、調査等の対応を行う。瑞穂町教育委員会は、町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

**＊重大事態の例示**

**〇生徒が自殺を企図した場合　〇身体に重大な傷害を負った場合　〇金品等の重大な被害を被った場合**
**〇精神性の疾患を発症した場合　〇いじめにより相当の期間（年間３０日を目安とする）欠席した場合**

（７）啓発活動

ふれあい（いじめ防止強化）月間等、いじめ防止対策に関する学校の取組について、学校だよりやホームページを通して周知するとともに、家庭・地域と連携・協力していじめ防止に取り組む。